(四) 労働組合ヲ承認スルコト
(五) 出勤時間ヲ七時三十分迄ニ変更スルコト

十一、事業主側ノ態度

以上

事業主ニ於テハ該嘆願書ヲ一蹴スルト同時ニ前記五名ノ(組合員)代表者ニ対シ煽動職工トシテ解雇ヲナシ更ニ策動シタルト職工寺井實市外三名(組合員)ヲ職首シ又五月九日二市七名(一組合員)ノ職工モ職首シ組合労力ノ衰退ニ乗ジ大々的圧迫ヲ為スベク最初ナル態度ヲ特シ慎密職工ニテ作業中ナリ

十二、組合側ノ状況

右同労働組合ニ於テハ八日大阪市西淀川區海老江町一二〇番地ニ争議團本部ヲ又支部ヲ同神島ニ開設シ一時全職工ノ加盟者アリタルモ島田支部モ漸次衰退シ現在ニテハ五十七名ニ減少シタルハ本會社ノ術策ニ弄セラレタル結果ナルヲ以テ今次ノ會社側ノ挑戦ハ組合浮沈ニ關スル重大問題トシ極力應援スルコトニシ合同組合ヨリハ

財團法人協調會大阪支所